市・都民税 所得税

申告期間は2月16日(火)～3月15日(火)

市・都民税 申告は市役所課税課へ

申告が必要な方

❶平成28年1月1日現在、立川市に居住していた方 給与所得のみの方は通常、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告をお願いします▼勤務先から立川市へ給与支払報告書の提出がない方▼給与所得以外に年金・配当・家賃・原稿料等の所得があった方▼盗難や火災等の雑損控除や医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする方

なお、公的年金収入のみの方は通常、申告の必要はありませんが、源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする方は申告してください。また、寡婦(夫)の方や障害者手帳等をお持ちの方で、所得が125万円以下の方は、申告すると市・都民税は非課税となります。

❷平成27年中に所得がなかった方 非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料の算定などの基礎資料とするため、申告をお願いします。ただし、所得がない方で、市内に住む方の扶養親族となっている方は申告する必要はありません。

所得税の確定申告をする方は、市・都民税の申告は不要です。郵送による申告も受け付けています。

申告に必要な書類

①申告書と印鑑②平成27年中の所得と控除に関する次の書類▼給与所得・年金収入のある方は源泉徴収票▼給与所得以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる領収書・帳簿など▼国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・医療費・寄附金等の領収書など▼障害のある方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など

問市課税課市民税係・内線1206

所得税 申告は税務署へ

2月8日(月)～3月15日(火)の間、所得税(復興特別所得税)等の申告書作成・提出会場を立川税務署(左下図。立川地方合同庁舎内)に開設します〔土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は開設〕▽相談＝午前9時～午後5時(午後4時ごろまでにお越しください)▽提出＝午前8時30分～午後5時

確定申告が必要な方(主な方)

▼給与所得のある方で次のいずれかに該当する方▽平成27年中の給与収入が2千万円を超える▽1か所から給与の支払いを受けており、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える▽2か所以上から給与の支払いを受けており、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える▼公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方(公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です)

▼平成27年中の各種所得金額の合計金額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除の額を超える方

申告が必要かどうか不明な方は、国税庁のホームページHP http://www.nta.go.jpをご覧ください。

記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け

2月16日(火)～3月15日(火)の申告期間中(土曜・日曜日を除く)は、記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします。

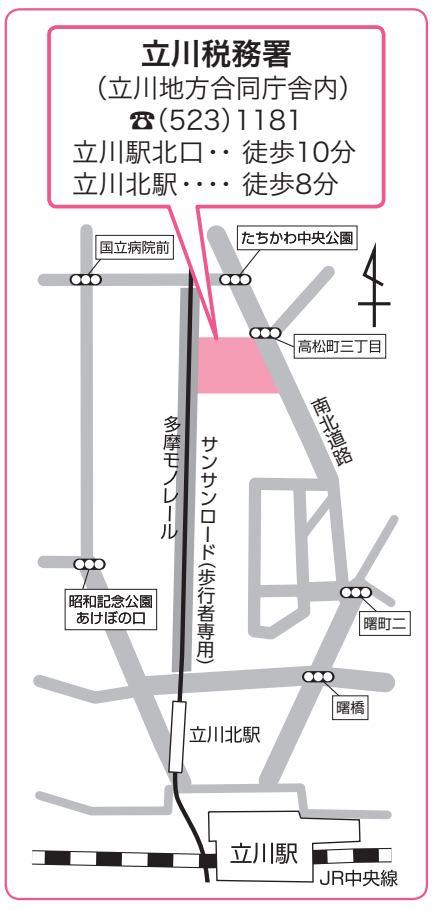

市税等の滞納処分により差し押さえられた財産について「インターネット公売」を実施します。くわしくは市ホームページをご覧ください問収納課・内線1260

e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を

e-Taxでは、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」からインターネットを通じて、申告書の作成から提出までを行えます。くわしくは、同ホームページでご確認ください。

問立川税務署☎(523)1181

高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次の全てに該当する方は、所得税や市・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます▼65歳以上である▼介護保険の要介護(要介護または要支援)認定を受けている▼要介護認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある

該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で障害者控除の申請をし、認定書の交付を受けて、税の申告をしてください。

控除額は、▼障害者控除＝所得税27万円、市・都民税26万円▼特別障害者控除＝所得税40万円、市・都民税30万円▼同居特別障害者控除＝所得税75万円、市・都民税53万円です。

問介護保険課介護認定係・内線1453

国民年金保険料税の申告には「社会保険料控除証明書」が必要です

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、申告の際は納付した金額を証明する書類の添付が必要です。

平成27年9月30日までに納付した保険料の控除証明書は、昨年11月に被保険者宛てに郵送しました。申告書を提出するときは、この証明書と平成27年10月1日以降に納付した保険料の領収書を添付してください。

平成27年10月1日～12月31日に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書を郵送します。

紛失などによる再発行の依頼や控除証明書に関するお問い合わせは、専用ダイヤル☎0570(058)555へ〔IP電話等の方は☎03(6700)1144へ。いずれも3月15日(火)まで〕。

問立川年金事務所☎(523)0352

市議会定例会が開会

平成28年第1回市議会定例会が2月19日(金)～3月17日(木)の会期で開かれる予定です。

会議日程は▼2月19日(金)＝本会議(議案審議、予算提案説明など)▼24日(水)＝本会議(代表質問など)▼26日(金)、29日(月)～3月3日(木)＝予算特別委員会▼7日(月)＝総務委員会▼8日(火)＝厚生産業委員会▼9日(水)＝環境建設委員会▼10日(木)＝文教委員会▼11日(金)・14日(月)＝本会議(一般質問)▼16日(水)＝議会運営委員会▼17日(木)＝本会議(議案審議など)の予定です。

市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の本会議＝議場受付▼委員会＝議会事務局へお越しください。

問議会事務局・内線3327

個人事業主向け 決算・確定申告相談会

立川商工会議所主催。必ず事前にお申し込みください。

時・場下表の通り。時間は午後1時15分～4時15分〔3月2日(水)のみ午後6時～8時30分〕申電話か、参加日、事業所名、住所、氏名、電話番号を書いてファクスで立川商工会議所〔曙町2-38-5 12階〕☎(527)2700Fax(527)5913へ

日程	会場
2月15日(月)	若葉会館
2月22日(月)	天王橋会館
2月23日(火)	柴崎学習館
3月2日(水)※	立川商工会議所
3月3日(木)	子ども未来センター
3月9日(水)	立川商工会議所
3月11日(金)	

※3月2日(水)のみ開催時間が異なります。